

伊達氏を活かした
魅力体感・発信事業
業務委託仕様書

令和7年4月22日

福島県伊達郡桑折町

1 仕様書目的

本仕様書は、桑折町（以下、「甲」という。）が委託先事業者（以下、「乙」という。）に委託する「伊達氏を活かした魅力体感・発信事業」に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 事業目的

東日本大震災及び原子力災害が発生してから 10 年以上が経過し、その間、本年は農産物及び土地に対する風評被害を払拭するため、安心・安全を訴求する様々な施策を行い、少しずつ消費者や観光客が戻りつつあった。しかし、令和 3 年に ALPS 処理水の海洋放出が決定されたことで、新たな風評被害発生が懸念される状況となり、安全安心な農産物及び土地、歴史などの魅力を新たな視点で情報発信していく施策が必要となった。

町は、桑折西山城城主・伊達植宗の没後 460 年にあたるため、伊達氏発祥の地を冠する本町が改めて「伊達氏」をテーマに据え、本町に点在する伊達氏ゆかりの史跡にスポットを当てて、歴史と文化のまちを活かした事業の展開を図り、メディア、SNS 等を活用した情報発信を行うことにより、県外から多くの来訪を促す。具体的には、県外（仙台圏域や山形県）の伊達氏・山城ファンをメインターゲットとした、伊達氏 14 代植宗の居城であった国史跡「桑折西山城跡」を活用したイベント、並びに、漫画家の安彦良和先生が本町（半田銀山）を題材とした漫画を作成するため、その完成を記念するイベントの開催など、町の歴史、文化、特産品の魅力を体感する事業を展開することで、効果的な情報発信、風評被害払拭を目指すものである。

3 委託業務名

伊達氏を活かした魅力体感・発信事業業務委託

4 委託業務期間

委託契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日までの期間

5 委託業務内容

桑折町、伊達氏の魅力体感・情報発信を図るため、以下の取組を行う。

（1）伊達の城シンポジウムの開催

①事業目的

町の施設を活用し、国史跡「桑折西山城跡」及び町の魅力を体感・発信するため、著名歴史家、タレント等を交えながら、桑折町と国史跡「桑折

西山城跡」の歴史や文化等を紹介するシンポジウムを開催することで、県外からの来訪者に町の歴史・文化・特産品等の魅力や体験を発信し、桑折町と国史跡「桑折西山城跡」の価値、知名度を高め、交流人口・関係人口の拡大を図る。

②事業日時

令和 7 年 10 月 26 日（日）

③事業会場

桑折町民体育館 ほか

④事業内容

- ・桑折町と国史跡「桑折西山城跡」の魅力を発信、体感できるイベントとすること。
- ・滋賀県立大学名誉教授 中井均氏を起用すること。
- ・情報発信力、拡散力の高い、テレビや SNS 等で認知度のある歴史に精通したタレント等を選定、確保すること。
- ・桑折西山城跡に関連する歴史、人物を活用すること。特に、伊達氏 14 代植宗をはじめとした、歴代の伊達氏当主について事業に盛り込むこと。
- ・桑折西山城跡等を巡る歴史ツアーを事業に盛り込むこと。
- ・町歴史案内人及びこども歴史案内人を活用した事業を企画すること。
- ・町の特産品を全国に PR する場をつくること。
- ・イベントの様子を撮影、編集し、町公式 YouTube など情報発信を行い全国へ PR すること。
- ・伊達の城シンポジウム（仮）開催の PR として、ポスター・チラシを事前に作成し、効果的に情報発信を行うこと。その他、町が PR する広告媒体に使用する記事等についても作成に協力すること。

（2） 安彦良和先生「半田銀山異聞珍聞」完成記念

①事業目的

桑折町が発刊する漫画「半田銀山異聞珍聞」の完成に伴い、漫画家の安彦良和氏とのコラボ企画を実施する。

②事業日時

令和 7 年 9 月 7 日（日）

（原画展は令和 7 年 9 月 7 日（日）から令和 7 年 9 月 15 日（日）まで）

③事業会場

屋内温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ！」 ほか

④事業内容

- ・漫画家の安彦良和氏、並びに安彦氏と親交の深い声優佐々木るん氏を起用しトークショーを行うこと。
- ・「半田銀山異聞珍聞」ゆかりの地（例：半田銀山遺跡、半田銀山鉱業所跡、半田銀山中舗跡、など）をめぐるスタディツアーを行うこと。
- ・安彦良和先生の「半田銀山ポスター」及び「半田銀山異聞珍聞」の原画展を開催すること。開催にあたっては、警備を行うこと。

（３）その他共通事項

【共通】

- ・事業開催までにチラシ及び、ポスター等の広報物を作成し、効率的・効果的に宣伝すること。また、当該広報物以外にも Web メディア等を活用し、効果的に宣伝すること。なお、広報宣伝にあたっては、町指定ロゴマークを使用すること。
- ・主に SNS 等を活用した情報発信においては、PV 数等の効果測定データを取りまとめ、町に提出すること。
- ・出店希望する町内外企業、業者があれば、ブースを誘致すること。甲と協議のうえ市町村、タレント、団体、企業等に依頼すること。
- ・（１）及び（２）と連動させ、町中を回遊する企画を取り入れること。本事業終了後についてもリピーターが訪れる工夫をすること。
- ・来場者へのアンケートを実施し、集計・分析結果について提出すること。
- ・事故や突発的なトラブルの対策を講じ、危機管理に配慮すること。
- ・緊急時等には適正な対策を講じること。
- ・本事業の総括責任者、各業務の担当者を定め、実施体制を構築すること。
- ・事業に係る業務（企画、準備、調整、各関係機関への届出、許可申請、設営、撤収等）を全て行うこと。
ただし、甲の協力についても協議の上、得ることができる。
- ・町備品の使用は可とする。

【計画書】

契約締結後、甲と協議のうえ以下の内容を含んだ実施計画及び、進行表を作成すること。

- ア 全体スケジュール(準備期間・広報時期等)
- イ 各会場レイアウト・ルート
- ウ 進行台本
- エ 広報計画

- オ 電気・音響機器等の設置計画
- カ 廃棄物処理計画
- キ 実施運営マニュアル
(人員体制、当日配置図、配置スタッフ用説明資料を含む)
- ク 緊急時、雨天時及び荒天時等の対応計画
- ケ その他、イベント実施にあたり必要となる項目

6 提出書類

乙は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 着手届
 - イ 総括責任者通知書
 - ウ 事業実施計画
 - エ その他、町が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 実績報告書（正副本1部ずつ）
 - イ 本業務に関するデータ
 - ウ その他、町が業務の確認に必要と認める書類

7 支払条件

甲は、本業務終了後、乙が提出する実績報告書等の確認・検査等を適正に完了した後、業務に係る経費を支払うものとする。

8 業務の一括再委託の禁止

乙は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要とされる場合については、甲と協議のうえ業務の一部を委託することができる。

9 総括責任者

乙は、本業務にあたって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

10 業務の適正な実施に係る事項

(1) 経理処理等について

本業務は、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））（以下、「交付金」という。）を活用した事業であり、乙は交付金

交付要綱（令和3年5月27日付け復本第1062号）、交付金実施要綱（令和3年5月27日付け）、交付金経理処理等マニュアル及び町が策定した「地域魅力向上・発信事業計画」に基づき、適正な業務遂行、経理処理等を実施しなければならない。

（2） 個人情報保護

乙は個人情報を取り扱う場合には、桑折町個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うこととし、本業務により得られた個人情報を本業務の目的外で使用することはできない。

（3） 守秘義務

乙は業務上知り得た秘密を他に漏らすこと、自己の利益のために使用することはできない。

（4） 著作権の帰属

甲へ納入した成果物に係る一切の権利は甲に帰属する。

11 その他

（1） 乙は、出演者、イベント参加者、視聴者等との間に発生したトラブルについては、責任を持って対処すること。

（2） 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時協議により事業を遂行するものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

（3） 本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

（4） 自然災害や感染症拡大及びその他予期せぬ事態により、甲は当該委託業務内容の全て又は一部を委託しないこともあり、この場合は、両者協議のうえ、乙は甲の指示に従うものとする。